

「困ったなあ」

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

夫の不動産を相続しました。
金融資産はもらえないのでしょうか。

相続のご相談です。
私は30年前、33歳の時に、先妻との娘2人を抱えた10歳年上の夫と結婚し、娘と息子が出来ました。夫は優しく、継子2人も性格が良く、そういう意味では後妻にしては苦労がなかったと思っています。
半年前に夫が亡くなり、相続の話になりました。実は、今住んでいる夫の家は、死後もずっと私が住めるようにと、夫は10年前に公正証書遺言を遺してくれました。土地は25坪と狭いのですが、駅近くで便利が良く、建物は古いですが、売れば3000万円位にはなる物件です。
夫名義の遺産としては、あ

と預貯金と株式が引くくめて3000万円位あります。遺言で家は私のものなので、残りを法定相続分通りに分けて私が1500万円もらい、残りを子供4人が平等に分けるのだと思っていました。家があってもお金がないと老後が不安ですから。
ところが、継子2人が言うには、不動産を私に「相続させる」とあるのは、遺産分割方法の指定であって、全6000万円のうち妻である私の相続分

3000万円が不動産である、つまり金融資産は子供4人だけで平等に分けるべきだということです。
びっくりして弁護士に聞いてみたら首をひねり、「遺贈する」と書いてあったら別だったけれど、これでは継子の言う通りだとのこと。そんな些細な文言一つで意味が変わるのでしょうか。夫の気持ちは家とはにかく私に、他は相続人間で分けてくれということだったと思うのです。



公正証書遺言の場合も、相続に詳しい弁護士に相談を。
公証人は遺言の中身に立ち入りません。

ご質問は、実は相続でよく問題になることなのです。判例もかなりあって、実務の扱いは固まっていると考えるよと思います。

結論から言うと、ご相談者には誠に残念ですが、継子さん主張が正しいのです。反対に、弁護士さんの言うことは間違っています。もし「遺贈する」と書いてあった場合は、それを「特別受益」とするので、その分を遺産に戻して各相続分を割り出すため、結局、ご相談者が不動産しかもらえない結論は同じだからです。

もしご主人が、不動産は妻に残りの財産は法定相続分通りに分けてもらおうと考えていたのだとしたら、不動産を妻に「遺贈する」の次に、「右遺贈について、遺産への持ち戻しを免除する」との文言を入れておけば、不動産は遺産に含まれず、残りを法定相続分通りに分けることになります。

あるいは不動産を妻に「相続させる」、「他の遺産については法定相続分通りに分ける」とし

ておくべきでした。それだと妻の取り分が多すぎると考えるのであれば、「他の遺産については相続人5人で平等に分ける」とかにすればよかったのです。いづれにしても、もちろん、その具体的な分け方については特定がないので、相続人間の協議によらざるをえません。

世間には誤解があるようですが、公証人はその中身にまでは立ち入りません。ですので、万全を期すためには、相続に詳しい弁護士に相談するべきでした。あるいは作成後であっても、遺言はより新しいのが有効なので、自筆証書遺言でよいから作っておけば、今のような事態は避けられたかもしれません。いづれにしてもご主人がすでに亡い以上、今更どう言っても、今ある遺言でその最後の意思を解釈する以外には手立てがないのです。
ですので、不動産評価額がもう少し下がるのであれば別ですが、そうでなければご相談者は金融資産をもらえないことにならざるをえません。